第６０条　費用負担

園内シャトルバスの運営管理・運行に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第６１条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第７章　園内移動用施設（リフト）運営

第６２条　総則

施設等運営者は、園内移動用施設（リフト）の運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第６３条 施設の利用目的

園内移動用施設（リフト）は、冬季にカントリーガーデン内に整備されるファミリーゲレンデの、利用者等に中央口から東口への移動手段を提供することを施設の利用目的とする。

第６４条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜裁量施設＞

公園施設の名称	運営施設名称	施設規模（参考）
カントリーガーデン内移動用施設	リフト	延長　258.45m 機器　48 台
機器保管倉庫 （中央口休憩棟内）		（鉄筋コンクリート造） 延床面積：77.40m2

第６５条　責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び索道技術管理者、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、園内移動用施設（リフト）の運営にあたらせる。

第６６条　運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。 ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。 その場合でも、冬期開園期間日数の５割以上の営業を行うとともに、学校・青少年山の家等のスキー学習が予定されている場合は、営業すること。

２．発券は、閉園時間の１５分前までとする。

３．公園の冬季開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

（参考）

＜裁量施設＞（運営日時）（参考）

	4 月 20 日～ 5 月 31 日	6 月 1 日～ 8 月 31 日	9 月 1 日～ 11 月 10 日	12 月 23 日～ 3 月 31 日
リフト施設	－	－	－	9 ：00～ 16 ：00

※12 月 22 日が日曜日の場合、12 月 22 日は開園とする。

第６７条　利用料金

園内移動用施設（リフト）の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４２「収益施設利用料金一覧」参照。）

第６８条　業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

１）リフト利用料金の徴収及び領収書の発行に関すること。

２）回数券の販売及び領収書の発行に関すること。

３）団体利用者の受付、団体券の発行及び領収書の発行に関すること。

４）リフト施設の維持管理に関すること。

５）リフト施設の使用準備（半期の移動設置撤去）

６）リフト施設利用に伴う損害に関すること。

７）リフト施設に関連する排除雪に関すること。

８）リフト施設の利用に伴う苦情処理に関すること。

９）前各号に掲げる業務に付随すること。

第６９条　園内移動用施設(リフト)施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。(別添－４８「滝野第１リフト運転操作取扱説明書」参照。)

１．園内移動用 施設(リフト)の運営

１）施設等運営者は、リフトの運営・運行に際して必要人員を配置し、チケットの授受、リフト乗降のサポート、リフトの安全確認等を行う。

２）施設等運営者は、稼動前にリフトに異常がないか確認を行う。

２．繁忙日の対応

１）施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて導線を工夫する等、円滑な誘導に努めること。

３．園内移動用施設(リフト)の維持管理

１）施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

また、冬季の施設管理としてリフトの油脂類購入及び支えい索のロープ油塗布、滑車のグリスアップ、適合確認検査を毎年営業開始前に実施すること。

なお、施設等の維持管理については、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。

（１）日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは施設等運営者が行う。

①施設に係る光熱水費

②施設に係る清掃及び塵芥処理

③施設の維持点検及び軽微な補修

④軽微な部品の交換等の経常的なもの

４．リフト施設は、日常の管理上で必要があると認められるときは、利用を制限することができる。

５．リフト施設を閉鎖することが、利用者へ大きな影響が与えると考えられる場合は、監督職員と協議を行うこと。

6．園内移動用施設(リフト)の安全管理

1）施設等運営者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。

2）運営期間の前に、施設の定期点検を行う他、鉄道事業法及びその他関係法令等に基づき、施設の点検を行うこと。

3）補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、リフト施設の全部を休止することができる。

4）リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

7．園内移動用施設(リフト)の緊急時の対応

1）次の各号の時は、施設等運営者は、貸出運営を一時中止・変更又は休止するものとし、監督職員に報告する。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、中央口およびカントリーハウスのリフト券売り場に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知する。

（1）地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、施設利用に危険が予想されるとき。

（2）事故などの不測の事態が生じたとき。

（3）緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

（4）北海道開発局札幌開発建設部又は維持管理業務事業者の総括責任者の指示のあったとき。

2）施設等運営者は、前項の規定により園内移動用施設（リフト）の運営を中止したときは、再開の前にリフトおよびコースに異常のないことを確認しなければならない。

3）リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行う。

8．園内移動用施設（リフト）の利用上の注意

1）利用者への指導

リフト施設の利用者に対しては、次に掲げる事項について指導する。

（1）リフト利用中は、搬器を揺らしたり立ち上がったりしないよう指導すること。

（2）リフト利用中の飲食、喫煙は禁止すること。

（3）付き添いのいない小学生未満の子供の単独での利用は断ること。

（4）酒気を帯び利用は断ること。

（5）その他、利用者の安全確保上必要な事項を指導する。

（6）施設内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。た場合、施設係員の指示に従うよう呼びかける。

（7）その他、施設等運営者の業務又は他の利用者の妨げになるような行為はしないことがみとめられた場合には、注意すること。

2）施設の利用制限

次の各号に該当する場合は、施設の利用を禁止する。

（1）利用者がリフト施設の遵守事項を守らない場合。

（2）１つの搬器の定員は２人とし、大人、小人の区別はしない。

第７０条 費用負担

１．施設等運営者は、リフト施設付近に、リフト施設の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

２．リフト搬器の移動、設置、撤去については、施設等運営者の負担で行うこと。

第７１条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第７２条 その他留意事項

１．運営時間外は、搬器、券売所等を指定された場所に保管すること。

第８章　ロープトウの維持管理

第７３条　総則

施設等運営者は、ロープトウの維持管理に際して、関係法令等を遵守し、施設における機能の保持、安全性の確保に努める。

第７４条 施設の維持管理目的

ロープトウは、冬季にローンスタジアム内に整備されるそりゲレンデにおいて、利用者等にコースの上までの移動手段を提供することを施設の維持管理目的とする。

第７５条　維持管理対象施設

維持管理対象施設は次のとおりとする。

公園施設の名称	運営施設名称	施設規模（参考）
ロープトウ	第 1 ロープトウ 第 2 ロープトウ	第 1、第 2 とも延長 200m

第７６条　責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び維持管理責任者を選任した上で、ロープトウの維持管理にあたらせる。

第７７条　維持管理日時

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務にて運営する日時を踏まえ、適切な維持管理を行う。

第７８条　利用料金

ロープトウの利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格を参考に施設等管理者の裁量にて定めること。

第７９条　業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

なお、ロープトウ(そりゲレンデ)の運営管理、そりゲレンデのコース整備等に伴う除雪工等、については、H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務にて行う。

１）ロープトウ安全点検

毎年、ロープトウ設置後に試運転を行い、別添－34－１の「ロープトウの安全点検」を毎月実施する。

また、日常点検を実施する。

２）ロープトウ設置撤去

別添－34－２「ロープトウ設置撤去実施要領」を参考にして行う。

第８０条　ロープトウに係る維持管理要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領に準じて、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた維持管理要領を作成すること。（別添－34－２「ロープトウ設置撤去実施要領」参照。）

1. ロープトウの維持管理

施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

なお、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。

日常管理として、「施設の維持点検及び軽微な補修」や「軽微な部品の交換等の経常的なもの」は施設等運営者が行う。

第８１条 費用負担

ロープトウの安全点検、設置撤去、および料金徴収に係わる費用については、施設等運営者の負担で行うこと。

第８２条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第９章　自動販売機

第８３条 総則

施設等運営者は、自動販売機の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第８４条 施設の利用目的

自動販売機施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第８５条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

１．設置箇所及び設置台数は施設等運営者の提案による。

■設置箇所一覧　参考：平成 22 年度実績

＜裁量施設＞

・収益施設に付帯されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
カントリーハウス	飲料（缶及びペットボトル）
中央管理所売店	飲料（缶及びペットボトル）
子供の谷休憩所売店	飲料（缶及びペットボトル）
ロッジゆきざさ	飲料（缶及びペットボトル）
東口情報センター	飲料（缶及びペットボトル）
サイクリング施設	飲料（缶及びペットボトル）
森の交流館	飲料（缶及びペットボトル）
オートリゾート	飲料（缶及びペットボトル）
	計 8 箇所

※ 収益施設に付帯されている自動販売機使用料は、各施設使用料に含む。

・単独で設置されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
渓流口駐車場　便所横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷虹の巣ドーム横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷さまよいの洞窟トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷溶岩すべり台下小屋横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか森の工房横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか多目的トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
案内所（渓流ゾーン）	飲料（缶及びペットボトル）
東口レストハウス（便所）	飲料（缶及びペットボトル）
公園事務所	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（研修棟）	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（ボランティア棟）	飲料（缶及びペットボトル）
展望台（すずらんの丘）	飲料（缶及びペットボトル）
森の交流館	飲料（缶及びペットボトル）
森の教室	飲料（缶及びペットボトル）
森の情報館	飲料（缶及びペットボトル）
	計 15 箇所

（別添－４９「自動販売機(単独設置)位置図」参照）

第８６条　責任者の選任

施設等運営者は、自動販売機の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、自動販売機の運営にあたらせる。

第８７条　利用料金

自動販売機の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙－４２「収益施設利用料金一覧」参照。)

第８８条　業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）自動販売機施設の運営に関すること。

２）自動販売機施設の維持管理に関すること。

３）前各号に掲げる業務に付随すること。

第８９条 自動販売機施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．自動販売機の運営

１)自動販売機で酒類の販売は行わないこと。

２)自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。

３)施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

２．自動販売機の維持管理

１)商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

２)自動販売機に併設して、原則として自動販売機１台に１個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。

３)自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。

４)自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

第９０条 費用負担

１．自動販売機運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。

２．自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に監督職員と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の監督職員との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、監督職員及び維持管理業務受託者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。

３．自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。

４．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、北海道開発局札幌開発建設部に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

５．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第９１条 その他留意事項

１．自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。

２．自動販売機の設置にあたっては、事前に監督職員と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。

３．販売商品等については事前に監督職員と協議し、決定すること。

４．自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。

５．販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、監督職員の指示に従うこと。

第１０章　公衆電話

第９２条 総則

施設等運営者は、公衆電話の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第９３条 施設の利用目的

公衆電話施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において多様な公園利用者サービスを提供することを施設の利用目的とする。

第９４条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■現設置公衆電話一覧

	施設名称
必須施設	中央口休憩所 A(管理所)
	カントリーハウス
	虹の巣ドーム
裁量施設	滝野公園事務所庁舎
	森の情報館
	森の交流館

（別紙－４４「公衆電話」参照。）

第９５条　責任者の選任

施設等運営者は、公衆電話の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、公衆電話の運営にあたらせる。

第９６条　業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）公衆電話の運営に関すること。

２）公衆電話の維持管理に関すること。

３）前各号に掲げる業務に付随すること。

第９７条 公衆電話施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．公衆電話を置かない場合は、利用者の利便性を損なわないよう、代替手段を用意すること。

第９８条 費用の負担

１．公衆電話運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。

２．通話料金の集金及び納付に要する経費は、施設等運営者の負担とする。

３．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、監督職員に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、監督職員に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

４．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第１１章　自主事業における行催事等

第９９条 自主事業における行催事等

１．施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことが出来る。

２．行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。

３．自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため施設等運営者は、事前に監督職員と協議を行うこと。

４．自主事業の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、公園利用重点調整区域（別添－４５「公園利用重点調整区域」参照。）または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。

５．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は第 12 条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を監督職員に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第 12 条第１項第２号に掲げる行為の許可については、施設等運営者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。

６．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。ただし、公共性の高い行催事を国や地方公共団体との共催により行う場合、施設使用料または建物使用料及び土地使用料が不要となる場合がある。

７．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第 20 条に基づく都市公園法第５条又は第６条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担する。

８．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。

１）施設等運営者は、事前に北海道開発局札幌建設部の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、札幌市の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。

２）施設等運営者は、事前に監督職員の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。

３）施設等運営者は、事前に監督職員の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。

９．施設等運営者は、監督職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

【国営滝野すずらん丘陵公園】

別紙10

従来の実施状況に関する情報の開示

1　従来の実施に要した経費

（単位：千円）

			21年度	22年度	23年度
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分	613,567	591,191	589,134
		成果報酬等			
		旅費その他			
計(a)					
参考値(b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)＋(b)					

（注記事項）

・委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。

・平成22年5月に、81.9haを追加供用している。

運営維持管理業務（収益施設等管理運営業務にかかる費用を除く）

（単位：千円）

	21年度	22年度	23年度
植物管理	126,661	128,978	123,829
建物管理	17,542	20,897	20,880
工作物管理	42,760	28,167	30,055
清掃	74,194	73,832	72,124
諸掛	161,081	151,162	151,040
運営管理費	108,989	108,820	112,146
一般管理費	53,123	51,183	51,006
消費税	29,217	28,152	28,054
小計	613,567	591,191	589,134

・平成19年度から平成21年度は公募、平成22年度から平成24年度は民間競争入札（総合評価方式一般競争入札）により特定された事業者との3箇年契約により業務を実施。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	21年度	22年度	23年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(平成25年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 知識、経験に関する要件
同種又は類似業務の経験

2. 技術力に関する要件
○植物管理業務責任者
・1級造園施工管理技士
○収益施設等管理運営業務責任者
・索道技術管理者

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(平成22年)

1, 知識、経験に関する要件

		①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	②運営維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者	④収益施設運営業務の業務責任者
業務の経験		下記に示す同種又は類似業務のいずれかの経験を有すること			
	同種業務の経験	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務の実績を有し、かつ、下記のｱ)～ｳ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした植栽維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした収益施設運営業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること
		1)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設※3又は観光・商業施設※4で、花を主体とする 2ha 以上の園地管理を行っている施設 平成 12 年度以降に完了した延べ 12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ 12ヶ月継続する予定の業務(いずれも再委託による業務の実績は含まない)において実績を有していること。			
		ｱ)延べ2年以上の総括責任者の経験 ｲ)延べ3年以上の業務責任者の経験 ｳ)総括責任者または業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	ｴ)延べ2年以上の業務責任者の経験 ｵ)延べ3年以上の業務経験		
	類似業務の経験	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務の総括責任者もしくは業務責任者の実績を有し、かつ、下記のｱ)～ｳ)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした植栽維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした収益施設運営業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること
		3)都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 4)レクリエーション施設又は観光・商業施設で、花を含む園地管理を行っている施設 平成 12 年度以降に完了した延べ 12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ 12ヶ月継続する予定の業務(いずれも再委託による業務の実績は含まない)において実績を有していること。			
		ｱ)延べ3年以上の総括責任者の経験 ｲ)延べ4年以上の業務責任者の経験 ｳ)延べ1年以上の総括責任者又は延べ 2 年以上の業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)又は技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	ｴ)延べ3年以上の業務責任者の経験 ｵ)延べ4年以上の業務経験		

2, 技術力に関する要件
○植物管理業務責任者
・1級造園施工管理技士
○収益施設運営業務責任者
・索道技術管理者

(業務の繁閑の状況とその対応)

なし

(注記事項)

・運営維持管理業務の人員のみ(収益施設等管理運営業務に係る人員はのぞく。)。
・平成22年度～平成23年度は委託企業の職員13名及び非常勤職員37名が従事していた.
・従事者に求める知識や技術は、平成22年時の資格要件である。